

第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画 令和6年度評価報告

第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画について

(1) 計画の概要

みやこのじょう子どもの未来応援計画は子どもの貧困対策のため策定された計画です。この計画は令和3年度を初年度とし、令和6年度までの4年間を実施期間としていました。

(国)子どもの貧困対策の推進に関する法律
(国)子供の貧困対策に関する大綱
(県)宮崎県子どもの貧困対策推進計画



みやこのじょう子どもの
未来応援計画

(2) 施策の体系

基本理念	すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことができる社会の実現を目指す
基本方針	豊かな市民性に育まれた地域の繋がりを活かし、市民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む

(3) 4つの対策の柱

① 子どものための教育支援

すべての子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されないよう、就学の援助などの支援を行う。

② 子どものための生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談窓口の周知と利用促進、生活や子育てに困難を抱えている可能性のある家庭の早期発見に努める。

③ 子どものための経済的支援

生活困難世帯に対しては、各種手当や医療費の助成、生活や進学等に必要な資金貸付等に関する諸制度の充実を図る。

④ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、生活の安定を図る上で重要となることから、保護者に対する職業訓練の実施、就職のあっせん、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を推進する。

(4) 第2期計画における本市の子どもの貧困に関する参考指標

No.	指標	基準値 (R元年度)	目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	87.5%	90.0%	90.0%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.45%	3.3%	13.04%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	16.7%	No.7の指標と併 せ90%以上	27.27%
4	スクールソーシャルワーカーの配置人数	県:2人	県:2人 市:2人	県:2人 市:1人
5	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	中学校配置の スクールカウ ンセラーを要請に より全ての小学 校へ派遣	中学校配置の スクールカウ ンセラーを要請に より全ての小学 校へ派遣	(※1) 全校配置
6	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	14校に配置 残りの5校は要 請に応じて派遣	14校に配置 残りの5校は要 請に応じて派遣	(※1) 全校配置
7	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校 卒業後)	66.7%	No.3の指標と併 せ90%以上	44.44%
8	ひとり親世帯の家庭の暮らしの状況(※2) (大変苦しい・やや苦しいと答えた割合)	58.6%	50.8%	64.9%
9	ひとり親世帯の無料の学習支援への参加率	38.8%	47.8%	21.2%

(※1) R6 年度からは改正となった県の「不登校等支援強化事業」を基に要請に応じた派遣の体制ではなく、市内全小中学校ごとに決められた担当のスクールカウンセラーを配置している。複数校の兼務や勤務形態も異なっていることから終日常駐しているわけではない。
(※2) 基準値は R2年度、実績値は R5 年度に実施した保護者アンケートに基づく数値とした。

(5) 施策の評価方法

「施策の方向性」ごとの評価については、「具体的施策」の事業ごとに評価した結果から「具体的施策」の平均点を算出し、その平均点を下表により A から E の評価を行いました。さらに、「具体的施策」全体の平均点を算出し、評価しています。

評価	A	B	C	D	E
	非常に効果的	効果的	概ね効果的	効果的でない	評価不可
点数	4.5 以上	3.5~4.4	2.5~3.4	1.5~2.4	1.5 以下

■対策の柱Ⅰ 子どものための教育支援

○施策の方向性：「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開

施策の達成状況			評価(点数)
4施策のうち、A 評価が1件、B評価が2件、C評価が1件となりました。 全体的に様々なことにも対応するため、相談体制の構築や居場所の確保、各関係機関との連携等も図られており、効果的な教育支援が実施されている。 C評価となった「学校教育による学力保障」については、読解力向上のために「よむ YOMU ワークシート」を週1回配信し、算数・数学の基礎的・基本的な内容の定着を目指して「Q-I グランプリ」を年4回実施できている。また、幼保小連携についても、幼保小連携・接続の取組として、架け橋期カリキュラムを作成。令和7年度から姫城地区での本格実施に向けて準備中であり、今後活用拡大が期待される。 A 評価となった「高等学校等における就学継続のための支援」については、中高生指導連絡協議会において、情報共有することで一貫した指導が実践できる体制づくりを行うことができている。			B (3.95)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①学校教育による学力保障	3	3.25	C
②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	3	3.83	B
③地域による学習支援	3	3.75	B
④高等学校等における就学継続のための支援	1	5.00	A

○施策の方向性：幼児教育・保育の負担軽減及び幼児教育・保育の質の向上

施策の達成状況			評価(点数)
2 施策のうち、A評価が1件、B評価が1件となりました。 「保育料等の負担軽減」では、国の無償化制度や市独自の制度を実施し、負担軽減が図られた。 「幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進」では、令和6年度に保育士等就職支援金制度を創設したが、目標の確保数には至らず、保育人材確保に係る支援策を強化していく必要がある。			A (4.50)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①保育料等の負担軽減	3	5.00	A
②幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進	2	4.00	B

○施策の方向性：就学支援の充実

施策の達成状況			評価(点数)
4施策のうち A 評価が 1 件、B 評価が 3 件となりました。 「義務教育段階の就学支援の充実」では、新入学児童生徒学用品費の増額により、物価高騰や経済的に困窮している世帯等に対してより手厚い支援をすることが可能になったが、今後は保護者の負担軽減のために多様な申請方法の検討が必要となる。 「特別支援教育に関する支援の充実」では、発達に不安がある幼児及びその保護者に対しての支援体制や、相談体制を確保できている。一方で、それぞれの課での専門的な個別支援になっており、各関係機関との情報共有等の連携が行われていないとの評価もあり、今後検討していく必要がある。			B (4.18)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①就学前段階の就学支援の充実	1	5.00	A
②義務教育段階の就学支援の充実	1	4.00	B
③奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減	1	4.00	B
④特別支援教育に関する支援の充実	1	3.75	B

○施策の方向性：大学進学に対する教育機会の提供

施策の達成状況			評価(点数)
1 施策を実施し、A 評価となりました。 奨学金制度等の経済的支援の充実の観点から、非常に効果的といえる。今後は、学生・生徒に対して制度の周知を図っていく必要がある。			A (5.00)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援	1	5.00	A

○施策の方向性：生活困窮世帯等への学習支援

施策の達成状況			評価(点数)
1 施策を実施し、B 評価となりました。 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学習支援の場等のこどもの居場所の拡充や児童クラブ利用料免除等の経済的支援を効果的に実施できた。 今後は場の確保だけでなく、参加を促す周知活動も必要となる。			B (4.00)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①子どもの学びの機会の確保と経済的支援	5	4.00	B

○施策の方向性:その他の教育支援

施策の達成状況			評価(点数)
2 施策のうち B 評価が 1 件、C 評価が 1 件となりました。 「食育の推進に関する支援」では、食に関する「情報提供」、「食育の推進」の2事業ともに「4点」の評価となり、子どもの食に関しての支援は、周知や講話等により効果的に実施できた。 「多様な体験活動の機会の提供」の具体的な施策としての「家庭教育学級の推進」については、新型コロナウイルス感染症の影響後、活動見直し等により、学級数は伸び悩んでいるが、使用料減免制度や講師派遣といった支援は継続して提供できている。「健全な家庭づくりの推進」については、家庭の日の幅広い周知を実施できた。「児童館・児童センターの運営」については、アンケート等によりこどもの意見を聴取しながらニーズ把握に努め、実現可能な要望を取り入れることができている。			B (3.50)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①食育の推進に関する支援	2	4.00	B
②多様な体験活動の機会の提供	3	3.00	C

■対策の柱2 子どものための生活の安定に資するための支援

○施策の方向性: 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

施策の達成状況			評価(点数)
4 施策のうち A 評価が2件、B 評価が1件、C 評価が 1 件となりました。 各課において、意見交換会や情報共有会議等の情報共有の場を設けており、ネットワークは構築されているといえる。「相談事業の連携強化」については、専門の相談員を雇用し、本人のニーズにあった支援を行うことができている。また、関係機関との意見交換会を実施することができている。「支援を行う人材の育成・確保」については、団体を対象に研修会を開催し、活動に必要なスキルや知識を習得する機会を提供できている。C評価となった子どもの貧困対策事業の周知啓発については実施していない事業があり低評価となった。			B (4.16)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①関係団体が連携したネットワークの構築	1	4.00	B
②相談事業の連携強化	3	5.00	A
③支援を行う人材の育成・確保	2	5.00	A
④子どもの貧困対策事業の周知啓発	3	2.66	C

○施策の方向性：子どもに対する生活支援

施策の達成状況			評価(点数)
3 施策のうち、B評価が 2 件、C評価が 1 件となりました。 「子どもの食に関する支援」における具体的施策のなかの「子ども食堂等の運営団体への支援」について、運営団体からのチラシを掲載し、周知活動を行うことができている。また、市等のホームページにてフードバンク寄付募集を行うなど幅広く周知を行うことができている。「子どもの健康づくりに関する支援」について、定期的な健診や予防接種等の実施、フッ化物洗口事業の展開もできている。フッ化物洗口の実施施設数は増加しているが方法にばらつきがある。			B (3.55)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①子どもの食に関する支援	2	3.66	B
②生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援	3	3.33	C
③子どもの健康づくりに関する支援	2	3.66	B

○施策の方向性：子どもに対する就労支援

施策の達成状況			評価(点数)
3施策のうち、A 評価が1件、B 評価が1件、C 評価が1件となりました。 「就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援」の中の具体的施策における「若者サポートステーションとの連携」については、若者サポートステーションの広報や周知を行い、連携した支援を実施しているとのことで今後も広報活動の拡充と活用促進が必要となってくる。「定時制高校等に進学する子どもの就労支援」では、令和6年度における新規の支援者は2名であり、働きながら学ぶ機会の提供をすることができている。今後も引き続き就労支援を実施していく必要がある。			B (3.72)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①ひとり親家庭等の子どもに対する就労支援	1	5.00	A
②就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援	1	3.66	B
③定時制高校等に進学する子どもの就労支援	1	2.50	C

○施策の方向性：支援体制の強化・充実

施策の達成状況			評価(点数)
2施策のうち、B 評価が1件、C 評価が1件となりました。 「児童相談所との連携強化」では、休日・夜間等の連絡体制の構築ができており、効果的な連携が図られている。 「相談職員の資質の向上」では、毎月課内研修を行っている課があり、ケースワーカーと就労支援専門員の生活困窮世帯の自立支援スキルを向上させることができた。引き続き、専門性の確立に向けた取り組みを行っていく必要がある。			C (3.37)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①児童相談所との連携強化	1	3.75	B
②相談職員の資質の向上	1	3.00	C

○施策の方向性：その他の生活支援

施策の達成状況			評価(点数)
2施策のうちA評価が1件、B評価が1件となりました。 「妊娠期からの切れ目のない支援等」では、出産期から子育て期まで切れ目のない支援を効果的に実施できた。産後ケア事業の実施だけでなく、各関係機関との連携や子育て家庭に対しての相談や情報を提供することができている。「住宅支援」では、「住居確保給付金の支給」と「市営住宅の提供」どちらにおいても4点(効果的)以上となり、適正な事業の実施ができたと言える。			B (4.25)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①妊娠期からの切れ目のない支援等	2	4.00	B
②住宅支援	2	4.50	A

■対策の柱3 子どものための経済的支援

○施策の方向性：生活を下支えする経済的支援

施策の達成状況			評価(点数)
5施策のうち、A評価が4件、D評価が1件となりました。 児童手当や児童扶養手当等の適正支給はもちろん、生活困窮世帯に対しての支援も貸付や医療費助成等で効果的に実施できている。 具体的施策のうち養育費の確保について、令和5年度に実施したファイナンシャル・プランナー協会による講演会の参加者が少なかったことから、令和6年度は実施を見送ったが、養育費確保に関する相談は、母子・父子自立支援員を介して積極的に行っている。			B (4.33)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①児童扶養手当等の各種手当の支給	3	4.66	A
②母子父子寡婦福祉資金等の貸付	2	5.00	A
③ひとり親家庭の医療費の助成	1	5.00	A
④生活保護制度における経済的支援	1	5.00	A
⑤養育費の確保	2	2.00	D

○施策の方向性：その他の経済的支援

施策の達成状況			評価(点数)
1施策を実施し、A評価となりました。 子どもの医療費については、令和5年度より完全無料化になったことで経済的負担の軽減に貢献することができました。生活困窮世帯に対しての支援も効果的に実施できている。 今後も、全ての子育て世帯を経済的に支える支援が必要である。			A (4.83)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①生活困窮世帯等に対する経済的支援	6	4.83	A

■対策の柱 4：保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

○施策の方向性：保護者等に対する生活支援

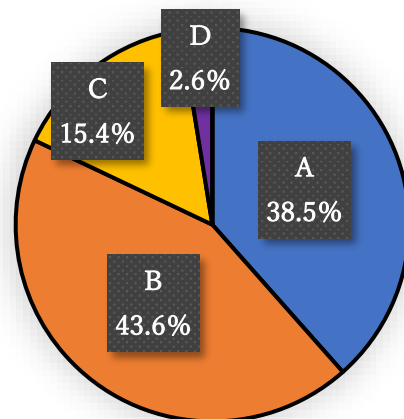
施策の達成状況			評価(点数)
3施策のうち、A評価が1件、B評価が2件となりました。 「保育等の確保」では、子育て世代の多様なニーズに対して、預かり等のすべての事業において効果的に実施できた。今後は、各事業においてニーズの変化や質の向上等、子どもを育てやすい環境づくりを推進していく必要がある。 「心身の健康確保」では、乳児家庭全戸訪問、DVに対する支援の2施策ともに高評価となり、相談体制の構築や情報提供を効果的に実施できた。 今後も各関係機関との連携強化や情報共有をしっかりと行っていく。			A (4.58)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①自立支援	4	5.00	A
②保育等の確保	7	4.42	B
③心身の健康確保	2	4.33	B

○施策の方向性：保護者等に対する就労支援

施策の達成状況			評価(点数)
2施策のうち、A評価が1件、B評価が1件となりました。 「就労支援」では、ハローワークと連携した求人情報の提供や模擬面接や履歴書作成などの支援を実施できている。児童扶養手当の現況届の時期に、ハローワークによる就労相談を実施している。 「学び直しの支援」では、ひとり親家庭の親に対して、就職に有利な資格取得促進のための給付金支給や貸付による支援ができた。今後も経済的自立を促すための支援を強化していく。			B (4.33)
具体的施策	事業数	平均点	評価
①就労支援	1	4.66	A
②学び直しの支援	4	4.00	B

(6) 全体評価

各具体的施策評価	具体的施策数	構成比
A 非常に効果的	15	38.5%
B 効果的	17	43.6%
C 概ね効果的	6	15.4%
D 効果的でない	1	2.6%
E 評価不可	0	0%
合計	39	100%



(7) 総括

全体の目標達成として、非常に効果的となった割合が 38.5%、効果的となった割合が 43.6%、概ね効果的となった割合が 15.4%という結果になりました。

今後も、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、安心して育つことができる社会の実現を目指していきます。